

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
2. 対象事業の名称及び種類
3. 対象事業の内容の概略
4. 環境に及ぼす影響の評価の結論
5. 環境影響評価手続きの経過

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：大日本印刷株式会社

代表者：代表取締役社長 北島 義俊

所在地：東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：大日本印刷市谷工場整備事業

種 類：高層建築物の新築、工場の設置

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、計画地（約54,900m²：現在、大日本印刷株式会社市谷工場が操業）内で、既存の事務所、工場（延床面積 約135,000m²※）を事務所、印刷工場、地域開放型施設（文化施設等、体育施設等）に、工期を3期に分けて順次建替えるものである。

対象事業の内容の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

※延床面積は、別事業の事前解体部分を含む

表3-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
計 画 地	東京都新宿区市谷加賀町1-1-1他
計画敷地面積	約54,900m ²
建 築 面 積	約36,000m ² （地上部建物面積約18,000m ² ）
延 床 面 積	約237,600m ²
建 物 高 さ	事務所（高層棟：約125m、低層棟：約35m） 印刷工場：地階（地上部事務所：約30m） 地域開放型施設（文化施設等：約15m、体育施設等：約16m）
施 設 用 途	事務所、印刷工場、地域開放型施設（文化施設等、体育施設等）、駐車場等
工場稼働時間	24時間稼働
駐 車 場 規 模	約600台（「東京都駐車場条例」に基づく附置義務台数※）
工事予定期間	I 期：平成21年～平成23年予定 II 期：平成24年～平成26年予定 III 期：平成27年～平成29年予定
供用予定年月	平成30年1月予定

注）※ 「東京都駐車場条例」に基づく附置義務台数の詳細は、資料編P.5参照。

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及びその周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(7)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気汚染	(1) 工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う大気質】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.06307～0.06996ppm であり、Ⅰ期～Ⅲ期において評価の指標（環境基準を参考に設定；0.06ppm）を上回る。将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働による付加率は 21.6～31.8%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の年間 2%除外値）は 0.07568～0.08064mg/m³であり、評価の指標（環境基準を参考に設定；0.10mg/m³）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働による付加率は 11.2～17.6%である。 工事の実施にあたっては、建設機械による付加を極力少なくするために、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、極力、二次排出ガス対策型の建設機械の使用を検討する等の措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 【工事用車両等の走行に伴う大気質】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.05126～0.05278ppm であり、評価の指標（0.06ppm）を下回る。現況濃度に対する工事用車両等の走行時の将来予測濃度（年平均値）の増減率は、0.1～1.3%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の年間 2%除外値）は 0.06533～0.06564mg/m³であり、評価の指標（0.10mg/m³）を下回る。現況濃度に対する工事用車両等の走行時の将来予測濃度（年平均値）の増減率は、0.0～0.2%である。 (2) 工事の完了後 【工場等の稼働に伴う大気質（二酸化窒素）】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.053210ppm であり、評価の指標（0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する工場の稼働による付加率は 0.23%である。 【工場等の稼働に伴う大気質（揮発性有機化合物）】 計画工場と同形式の印刷機及び同様の触媒燃焼酸化脱臭装置を設置している類似工場における揮発性有機化合物の排出濃度は 40 未満～160ppmC であり、「大気汚染防止法」に基づく排出基準を下回っていた。したがって、本事業の工場等の稼働に伴う揮発性有機化合物の排出濃度は、評価の指標（「大気汚染防止法」の排出基準；400ppmC）を下回ると考える。 【地下駐車場の利用に伴う大気質】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.053149ppm であり、評価の指標（0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する地下駐車場の利用による付加率は 0.06%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の年間 2%除外値）は 0.068459mg/m³であり、評価の指標（0.10mg/m³）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する地下駐車場の利用による付加率は 0.01%である。 【工場等の稼働及び地下駐車場の利用に伴う大気質】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.053214ppm であり、評価の指標（0.06ppm）を下回る。将来予測濃度（年平均値）に対する工場の稼働及び地下駐車場の利用による付加率は 0.24%である。 【関連車両の走行に伴う大気質】 二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間 98%値）は 0.05119～0.05215ppm であり、評価の指標（0.06ppm）を下回る。現況濃度と比較した関連車両の走行時の将来予測濃度（年平均値）の増減率は、-0.8～-0.2%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の年間 2%除外値）は 0.06533～0.06551mg/m³であり、評価の指標（0.10mg/m³）を下回る。現況濃度と比較した関連車両の走行時の将来予測濃度（年平均値）の増減率は、-0.1～0.0%である。

表 4-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
2. 悪 臭	(1) 工事の完了後 工場の稼働に伴う敷地境界線上における悪臭の予測濃度は、いずれの予測地点においても、臭気指数 0 未満と予測する。 したがって、工場の稼働に伴う悪臭については、評価の指標（「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という）に基づく敷地境界線の規制基準；第一種区域臭気指数 10、第二種区域臭気指数 12）を満足するものと考ええる。
3. 騒音・振動	(1) 工事の施行中 【建設機械の稼働に伴う騒音】 建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_5) の敷地境界における最大値は、解体工事時で 62～66dB、新築工事時で 65～69 dB であり、評価の指標（「環境確保条例」に基づく勧告基準；解体工事時 85 dB、新築工事時 80dB）を下回る。 なお、Ⅱ期及びⅢ期の北側住居地域における最大値は、解体工事時で 64～65dB、新築工事時で 63～66dB であり、評価の指標（「環境確保条例」に基づく勧告基準；解体工事時 85 dB、新築工事時 80dB）を下回る。 【建設機械の稼働に伴う振動】 建設機械の稼働に伴う振動レベル (L_{10}) の敷地境界における最大値は、解体工事時で 71～72dB、新築工事時で 60～68 dB であり、評価の指標（「環境確保条例」に基づく勧告基準；解体工事時 75dB、新築工事時 70dB）を下回る。 なお、Ⅱ期及びⅢ期の北側住居地域における最大値は、解体工事時で 69dB、新築工事時で 57～68dB であり、評価の指標（「環境確保条例」に基づく勧告基準；解体工事時 75dB、新築工事時 70dB）を下回る。 【工事用車両等の走行に伴う騒音】 工事用車両等の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) は 59～69dB であり、Ⅰ期～Ⅲ期において一部の地点で評価の指標（環境基準；昼間 55dB、60dB または 65dB）を上回るが、これらの地点では、現況においても環境基準を超過する値がみられる。現況と比較した工事用車両の走行による騒音の増加レベルは 0.0～2.0dB である。 工事の実施にあたっては、工事実施時点における周辺の道路状況や関連車両等の状況を踏まえ、工事用車両の走行による付加が集中しないように計画する等の措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 【工事用車両等の走行に伴う振動】 工事用車両等の走行に伴う振動レベル (L_{10}) は昼間が 38～54dB、夜間が 29～43dB であり、すべての地点において評価の指標（「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準：昼間 55dB、60dB または 65dB、夜間 50dB、55dB または 60dB）を下回る。現況と比較した工事用車両の走行による振動の増減レベルは、昼間が 0.3～5.2dB、夜間が -3.7～0.5dB である。 (2) 工事の完了後 【工場等の稼働に伴う騒音】 工場等の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 35～41dB であり、いずれの区域でも評価の指標（「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準（夜間）；45dB または 50dB）を下回る。 【工場の稼働に伴う振動】 工場の稼働に伴う振動レベルの最大値は 42～46dB であり、いずれの区域でも評価の指標（「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る振動の規制基準（夜間）；55dB または 60dB）を下回る。 【関連車両の走行に伴う騒音】 関連車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間が 60～67dB、夜間が 54～62dB であり、一部の地点で評価の指標（環境基準；昼間 55dB または 65dB、夜間 45dB または 60dB）を上回るが、これらの地点では、現況においても環境基準を超過する値がみられる。現況と比較した関連車両の走行による騒音の増減レベルは、昼間が -1.8～0.0dB、夜間が -0.7～0.0dB である。 本事業の実施にあたっては、関連車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行う等の措置を講じることにより、関連車両の走行に伴う騒音の低減に努める。

表 4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
3. 騒音・振動	【関連車両の走行に伴う振動】 関連車両の走行に伴う振動レベル (L_{10}) は、昼間が 36～51dB、夜間が 31～43dB であり、すべての地点で評価の指標（「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準；昼間 55dB、60dB または 65dB、夜間 50dB、55dB または 60dB）を下回る。現況と比較した関連車両の走行による振動の増減レベルは、昼間が -3.4～-0.2dB、夜間が -1.8～1.2dB である。 【冷却塔の稼働に伴う低周波音】 冷却塔の稼働に伴う低周波音の音圧レベル（平坦特性）の合成最大値は、敷地境界上における地上 1.2m で 53dB、屋上レベルで 63dB、低周波音の音圧レベル（G 特性）20Hz の最大値は、敷地境界上における地上 1.2m で 59dB、屋上レベルで 67dB である。 低周波音の音圧レベル（平坦特性）の予測結果は、環境庁による「一般環境中に存在する低周波音の音圧レベル（1～80Hz）の 90dB 以下」、低周波音の音圧レベル（G 特性）の予測結果は、ISO-7196 低周波音の心理的・生理的影響の評価特性による「人間の知覚としては認識されない音圧レベル（1～20Hz）の 100dB 以下」であることから、評価の指標（大部分の地域住民が日常生活において支障を感じない程度）を満足するものと考える。
4. 土壌汚染	(1) 工事の施行中 計画地内の既存工場は、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設、並びに「環境確保条例」に基づく工場または指定作業場（有害物質の取扱いがあるもの）を有しており、本事業はこれらの施設等を廃止するとともに、3,000m² 以上の土地の改変を行うことから、「土壌汚染対策法」第 3 条、並びに「環境確保条例」第 116 条及び第 117 条に基づく土壌調査が必要となる。 中央街区の一部の区域については、別事業である区道整備事業の実施に伴い、一部解体工事が行われており、当該地区を対象に「環境確保条例」第 116 条に基づく概況調査及び詳細調査を実施している。調査の結果、揮発性有機化合物はシス-1,2-ジクロロエチレン (0.21mg/L)、ジクロロメタン (0.064mg/L)、トリクロロエチレン (1.8mg/L)、ベンゼン (38mg/L) の 4 物質において、重金属等は六価クロム（溶出量 170mg/L、含有量 1,990mg/kg）及び鉛（溶出量 0.21mg/L、含有量 1,300mg/kg）の 2 物質において、処理基準値（シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L、ジクロロメタン 0.02mg/L、トリクロロエチレン 0.03mg/L、ベンゼン 0.01mg/L、六価クロム 0.05mg/L（溶出量）、250mg/kg（含有量）、鉛 0.01mg/L（溶出量）、150mg/kg（含有量））の超過が確認されている。このうち区道整備事業の実施に伴い工場車両用通路となる中央街区西側の区域については、既に掘削除去による措置を講じ、汚染拡散防止措置の完了が確認されている。残りの区域についても、平成 20 年 11 月に「環境確保条例」第 116 条に基づく「汚染拡散防止計画書」を提出しており、本事業の実施前までに汚染拡散防止措置を完了する予定である。汚染拡散防止措置の内容としては、掘削除去を基本とし、地下水汚染が確認されている区画では、汚染土壌の掘削に伴う湧水について、掘削底面に設けた釜場から水中ポンプにより中継タンクを経由して工場内の総合排水処理場に圧送し、排水処理を行う計画である。 上記区域以外の計画地内では、現在、既存工場が稼働しているため、今後、調査が可能になった段階で、同法令に基づく手続きに従い、「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法に基づき、順次土壌汚染調査を実施し、手続きの進捗状況に応じて土壌汚染の状況について明らかにしていく。その結果、汚染が確認された場合には、「汚染拡散防止計画書」を作成し、汚染拡散防止措置を講じることから、本事業の実施が周辺地域の土壌に及ぼす影響はないものと予測する。 したがって、本事業の建設工事においては、土壌汚染に係る評価の指標（「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の指定基準及び「環境確保条例」に基づく汚染土壌処理基準を満足するものと考える。

表 4-1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
5. 水質汚濁	(1) 工事の施行中 中央街区の一部における土壌調査により土壌溶出量基準の超過が確認されたため、中央街区南側 10 地点及び中央街区敷地境界付近 6 地点に観測井を設置して、地下水モニタリング調査を行っている。 その結果、中央街区南側においては、2 地点（第 1 帯水層）で六価クロム (5.0mg/L) が、1 地点（宙水）でトリクロロエチレン (0.062mg/L) が、地下水環境基準値（六価クロム 0.05mg/L、トリクロロエチレン 0.03mg/L）を超過していた。なお、中央街区敷地境界付近においては、全ての地点で地下水環境基準値を下回っており、地下水の流れの方向から、地下水環境基準を超過している地下水は、市谷工場内のみに分布する可能性が高いと判断される。 計画地では既存工場が稼働しているため、現地での土壌・地下水調査は中央街区の一部のみでの調査に留まっているが、今後、「土壌汚染対策法」第 3 条、並びに「環境確保条例」第 116 条及び第 117 条に基づく調査を順次実施し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく「汚染拡散防止計画書」を作成し、地下水汚染の発生源と考えられる汚染土壌の除去及び地下水の揚水を基本とした汚染拡散防止措置を実施していく予定である。 したがって、本事業の建設工事においては、水質汚濁に係る評価の指標（「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「東京都土壌汚染対策指針」に基づく地下水基準を満足するものと考ええる。
6. 地 盤	(1) 工事の施行中 本事業においては、第 2 帯水層（被圧帯水層）である東京礫層（Tog）及び東京層群第 1 砂質土層（TK-s1）付近の約 A.P.+10～-5m まで掘削を行うため、地下水の湧出あるいはボーリング等が懸念されることから、遮水性の高い SMW 工法による山留壁を採用し、難透水層である東京層群第 2 粘性土層（TK-c2）に達する約 A.P.-27m まで山留壁を根入れする（東街区及び西街区の地域開放型施設では、東京層粘性土層（To-c）に達する約 A.P.-3m まで山留壁を根入れする）。よって、各帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山留壁周辺の水位を著しく低下することはないものと予測する。また、地下部の施工は、山留壁の変形が少なく安定性が高いとされている逆打ち工法を採用する計画である。 また、本事業の地下構造物の建築（約 A.P.+10～-5m）及び山留壁等（約 A.P.-27m）の構築により、不圧帯水層である第 1 帯水層（約 A.P.+20～+5m）及び被圧帯水層である第 2 帯水層（約 A.P.+5～-25m）、第 3 帯水層（約 A.P.-25m 以深）に改変を加えることとなる。しかし、不圧地下水については、計画地が位置する淀橋台には、不圧帯水層を含む透水性の高い東京層が広範にわたって分布しており、計画地周辺の不圧地下水は、計画地北東～南西側の谷部に向けて広範にわたり流れているものと推察されること、被圧帯水層については、計画地が位置する淀橋台には、被圧帯水層を含む透水性の高い東京層群が広範にわたって分布しており、地下水の流れも比較的小さいことから、これらの地下構造物及び山留壁等による地下水の水位、地下水流動阻害による影響は小さいものと予測する。 したがって、本事業の建設工事においては、地盤に係る評価の指標（地盤の変形及び地下水の流況の変化により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと）を満足するものと考ええる。
7. 日 影	(1) 工事の完了後 主要な地点における天空写真による予測結果によると、特に配慮すべき施設である牛込第三中学校近傍及び納戸町公園における日影時間は、現況の日影時間と同程度か減少しており、若葉児童公園においては日影時間が増加するものの、増加時間は約 15 分である。その他の地点については、計画地西側、ごみ坂については減少し、計画地北西側交差点では日影時間が増加するものの、増加時間は約 45 分である。 また、計画建物は日影の影響に配慮した配置とすることにより、冬至における 1 時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地敷地境界から約 130m の範囲内である。そのうち規制を受ける 2 時間以上の日影が生じる範囲は、計画地近傍の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域または第一種住居地域に限られており、いずれも計画地敷地境界から 10m の範囲内におさまる。 したがって、計画建物による日影の影響は、評価の指標（「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制）に適合するものと考ええる。

表 4-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
8. 電波障害	(1) 工事の完了後 計画建物により、一部地域において地上波アナログ放送の反射障害及び地上波アナログ放送、地上波デジタル放送及び衛星放送の遮へい障害が発生する可能性があるが、本事業により受信障害が発生した場合には、その時点における適切な方法を検討し、対策を講じることにより、計画建物によるテレビ電波の受信障害は解消され则认为。 したがって、本事業の実施においては、電波障害に係る評価の指標（テレビ電波の受信障害を起こさないこと）に適合するものとする。 なお、新電波塔については、テレビ電波の送信条件が明らかになった時点で予測・評価を行い、本事業による受信障害が発生した場合には、放送事業者をはじめ関係機関と協議の上、速やかに対応する。また、これらの予測・評価及び対策の内容については、進捗状況に応じて、事後調査報告書等で明らかにしていく予定である。
9. 風環境	(1) 工事の完了後 計画建物（植栽前）の建設によりランク 3（事務所街相当）となる地点は 1 地点、ランク 2（住宅街、公園相当）となる地点は 7 地点生じると予測されるが、計画地内に植栽を施すことによりランク 3 はなくなり、風環境は改善されるものとする。 なお、学校や公園など風の影響に特に配慮すべき施設における風環境評価は、工事の完了後（植栽前）においても現況と同様のランク 1（住宅地の商店街、野外レストラン相当）と予測する。 したがって、計画建物完成後における風環境は、計画地内に植栽を行うことにより、ランク 2 以下の風環境となることから、風環境に係る評価の指標（強風の出現頻度に基づく風環境評価尺度）を満足するものとする。
10. 景 観	(1) 工事の完了後 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地は、「新宿区基本構想 新宿区総合計画」（平成 19 年 12 月）において、工場の機能更新に合わせた業務、都市型産業機能等が高度に集積したまちづくりを進める「都市型産業地区」の地区として位置づけられており、工事の完了後には、高層棟（約 125m）の事務所、地域開放型施設（文化施設等、体育施設等）、広場・緑地等の整備により良好な都市環境を創造することにより、「都市型産業地区」にふさわしい景観構成要素になると考える。 したがって、計画建物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、評価の指標（都市部を中心とする風格のある景観の形成）を満足するものとする。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 計画地周辺の代表的な眺望地点からは計画建物の高層棟の一部が眺望される地点が多く、市谷地区の新たなランドマークとして認識される。よって、「東京都景観計画」（平成 20 年 4 月、東京都）に定められた景観形成の方針「都市部を中心とする風格のある景観の形成」を図れるものとする。 したがって、計画建物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標（都市部を中心とする風格のある景観の形成）を満足するものとする。 【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後における建物全体の形態率は評価の指標（形態率の許容限界値 14%）を上回るが、現況との増減率は-8.0～3.8%である。計画地北側には市谷の森を整備するほか、広場・緑地等を整備し、接道部に植栽を施すことにより圧迫感の低減に努めることから、圧迫感の変化の程度については大きな変化はない、もしくは多少改善されるものとする。 なお、建物の外壁等の色彩や素材等については、周辺の住宅や街並みに配慮したものとすることから、さらに圧迫感の低減が図られるものとする。

表 4-1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
11. 史跡・文化財	(1) 工事の施行中 計画地内には法令等により指定を受けた埋蔵文化財包蔵地の分布はみられないが、計画地南側隣接地には市谷本村町遺跡及び市谷左内町遺跡、北側隣接地には市谷加賀町一丁目遺跡及び市谷加賀町二丁目遺跡が所在している。また、計画地内の一部で実施された新宿区地域文化部による埋蔵文化財立会調査で江戸時代のものと思われる“盛土層”が確認されている。したがって、本事業の実施にあたっては、工事の施行前に新宿区と協議の上、埋蔵文化財が存在すると考えられる範囲を対象に試掘調査を行うとともに、必要に応じ詳細な遺跡発掘調査を実施する。これらの調査により、埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、「文化財保護法」等に基づき適切な措置を行うことから、本事業の実施が埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響はないものと予測する。 したがって、本事業の建設工事においては、史跡・文化財に係る評価の指標（文化財等の保全及び管理に支障が生じないこと）を満足するものと考ええる。
12. 自然との触れ合い活動の場	(1) 工事の完了後 本事業にあたって、計画地内の植栽については、「工場立地法」、「自然保護条例」及び「新宿区みどりの条例」に基づいて、接道部緑化を含め、地上緑化や屋上緑化を行う計画である。 計画地はこれらのエリア内に位置しており、法令に基づく緑化基準を大きく上回る総面積約 16,000m²（地上緑化約 14,000m²、屋上緑化約 2,000m²）の緑地を段階的に整備する計画である。敷地内北側には「市谷の森」を整備し、外濠や亀ヶ岡八幡、防衛省の緑地と整備道路の街路樹、緑地・広場の緑とネットワーク化した緑地帯を創出する計画である。本事業では、様々な機能を有する緑地として「市谷の森」の整備を行い、計画地内に「市谷の森」をぬける散策路や緑豊かな憩いの広場を設け、「市谷の森」との全体的な調和に配慮して地上緑化や屋上緑化、計画地周囲の街路樹を整備することにより、周辺地域の憩いの場や交流の場として、地域の活性化に寄与する空間を創出するものと予測する。 したがって、本事業の実施においては、自然との触れ合い活動の場に係る評価の指標（「新宿区まちづくりグランドデザイン」、「新宿区みどりの基本計画」等）に示される目標）に適合するものと考ええる。
13. 廃棄物	(1) 工事の施行中 【既存建造物の撤去に伴う廃棄物排出量】 既存建造物の撤去に伴う廃棄物排出量は約 137,878 t と予測されるが、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り再利用または再資源化を図り、廃棄物排出量の削減に向けて適正な廃棄物処理を行うことから、評価の指標（「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務）を果たすものと考ええる。 【建設工事に伴う廃棄物排出量】 建設工事に伴う廃棄物排出量は約 5,981 t と予測されるが、「建設リサイクル法」に基づき分別収集を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行うことから、評価の指標（「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務）を果たすものと考ええる。 【掘削及び切土等に伴う建設発生土の排出量】 建物の基礎、地下掘削に伴う発生土量の排出量は約 731,395m³ と予測されるが、このうち約 30,750m³ を埋め戻しに、また、約 30,930m³ をソイルセメントとして再利用する。残りの排出量（建設汚泥として排出される土量を除く）約 567,147m³ については、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外に搬出し、適正な処理を行う。したがって、建設発生土については、評価の指標（「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務）を果たすものと考ええる。 【建設汚泥の排出量】 建設汚泥の排出量は約 153,852 t と予測されるが、これらは場外に搬出し、産業廃棄物として適正な処理を行う。したがって、建設工事に伴う廃棄物については、評価の指標（「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務）を果たすものと考ええる。

表 4-1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
13. 廃棄物	(2) 工事の完了後 【工場の稼働に伴う廃棄物排出量（産業廃棄物）】 工場の稼働に伴う廃棄物排出量は約 1,174 t/年と予測されるが、工場から排出される紙くず、廃プラスチック類等の産業廃棄物については、計画地内で分別を行った後、産業廃棄物処理業者に処理を委託し、専門の委託業者によって可能な限り再資源化を行う。したがって、工場の稼働に伴う廃棄物については、評価の指標（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」等に示される事業者の責務）を果たすものと考ええる。 【事務所、文化施設等及び体育施設等の供用に伴う廃棄物排出量（事業系一般廃棄物）】 事務所の供用に伴う廃棄物排出量は約 42,006 t/年、文化施設等の供用に伴う廃棄物排出量は約 16 t/年、体育施設等の供用に伴う廃棄物排出量は約 21 t/年と予測される。これらの廃棄物については、「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づき分別を行った後、専門の委託業者によって、可能な限り再資源化を行う。また、食堂からの生ごみについては、計画地内でコンポスト化・冷凍処理した後、専門の委託業者によって再資源化を行う。したがって、事務所、文化施設等及び体育施設等の供用に伴う廃棄物については、評価の指標（「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」等に示される事業者の責務）を果たすものと考ええる。
14. 温室効果ガス	(1) 工事の完了後 本事業の計画建物は、「省エネ法」の「建築主の判断基準」に基づくものであり、空調や機械換気、照明、給湯等の設備において省エネルギー対策を講じることにより、Ⅰ期完了後における二酸化炭素の排出量を約 762 t-CO₂/年削減し（削減率 25.0%）、二酸化炭素の排出量を約 2,287 t-CO₂/年に、Ⅱ期完了後における二酸化炭素の排出量を約 3,968 t-CO₂/年削減し（削減率 12.9%）、二酸化炭素の排出量を約 26,747 t-CO₂/年に、工事の完了後における二酸化炭素の排出量を約 6,444 t-CO₂/年削減し（削減率 13.9%）、二酸化炭素の排出量を約 40,066 t-CO₂/年に抑える。さらに、生産活動及び事業活動において、節電や節水等に努めることにより、温室効果ガスのより一層の削減が見込まれる。 したがって、本事業の実施においては、温室効果ガスに係る評価の指標（関係法令に定める「事業者の責務」及び「環境確保条例」に示される「地球温暖化対策の推進」）に適合するものと考ええる。

5. 環境影響評価手続きの経過

「東京都環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続きの経過は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 環境影響評価手続きの経過

手続きの経過			
環境影響評価調査計画書の提出		平成 20 年 4 月 1 日	
提出後の 手続きの経過	公示された日		平成 20 年 4 月 16 日
	縦覧された日		平成 20 年 4 月 16 日～平成 20 年 4 月 25 日
	都民の意見書		0 件
	周知地域区長の意見		1 件
調査計画書審査意見書が送付された日		平成 20 年 5 月 29 日	
環境影響評価項目等選定報告書の提出		平成 20 年 10 月 30 日	
環境影響評価書案の提出		平成 20 年 9 月 25 日	
提出後の 手続きの経過	公示された日		平成 20 年 10 月 8 日
	縦覧された日		平成 20 年 10 月 8 日～平成 20 年 11 月 6 日
	説明会の実施		平成 20 年 10 月 12 日 平成 20 年 10 月 16 日 （計 2 回）
	都民の意見書		21 件
	事業段階関係区長の意見		1 件
環境影響評価書案に係る見解書の提出		平成 20 年 12 月 25 日	
提出後の 手続きの経過	公示された日		平成 21 年 1 月 14 日
	縦覧された日		平成 21 年 1 月 14 日～平成 21 年 2 月 2 日
都民の意見を聴く会の開催		平成 21 年 2 月 13 日 （公述人 5 人）	
評価書案審査意見書が送付された日		平成 21 年 3 月 4 日	